

# 矢吹町子ども読書活動推進計画



平成24年3月

矢吹町教育委員会

## 目 次

### 「読書の楽しみをどの子にも」

#### 第1章 基本的な考え方

1	子ども読書活動推進の意義	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の目的	2
4	計画の対象及び期間	2

#### 第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1	子どもの読書活動の現状	3
2	町図書館及び各学校の蔵書並びに貸出等の状況	9
3	子ども読書活動推進上の課題	11

#### 第3章 基本方針

1	子どもが読書に親しむ機会の拡充	13
2	子どもが読書に親しむ環境整備	13
3	子どもが読書に親しむ家庭・地域・学校との協同	13

#### 第4章 子ども読書活動推進のための具体的な施策

1	図書館における具体的な取組み	14
2	幼稚園や保育園における具体的な取組み	16
3	学校における具体的な取組み	17
4	児童クラブにおける具体的な取組み	18
5	教育委員会における具体的な取組み	18
6	ボランティア団体における具体的な取組み	18

#### 第5章 子ども読書活動の推進

1	家庭・地域・学校等における子ども読書活動の推進	19
2	子ども読書活動推進のための広報と啓発	19
3	読書活動の推進体制について	19

#### 参考資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律

## 「読書の楽しみをどの子にも」

私たちは読書を通して、文字や絵などによって表現されている、人と人のつながりや世界の成り立ち、物事の進行、事件の展開など、本から事実を読み取るとともに豊かに想像して、新たな世界を描いたり夢を広げたりして行くことができます。また、読書することは著者や登場人物との対話であり、自己との対話でもあります。

読書はかけがえのない体験であります。まだ見ることもかなわない宇宙のあなたの世界を知り、人と人との思いがけない出会いやできごととの遭遇に驚き、あるいは、誰にでもある日常の一コマも詩情豊かに表現された本の世界に触れ、生きる喜びや勇気を得ることができます。そして、深い悲しみや寂しさを経験した子どもたちであっても、本に描かれた人と人との意味深い交流を読み取ったり、心のひだに迫り心の琴線を打つ読書を体験したりすることによって夢や希望を見出すことができます。また、「青い鳥」を例に出すまでもなく、一人一人の平凡な人生の中にも実は他人には計り知れないほどの豊かな泉があることを知らしめてくれる読書は、我々に人生の意味と楽しみについて考えさせてくれます。

このような読書の楽しみを、子どものうちから体験させてあげたいものです。幼児期には、絵本に出会い、眠るときにはその本を枕元に置き、あるいは、抱きしめて眠るほどの子どもたちは、幸せな夢を見ることでしょう。保護者のひざ元で読み聞かせを聞き、じっと見入る子どもの眼には生きる喜びの光が宿るに違いありません。そうしてそれらの子どもたちは、成長とともに文字や言葉を獲得し視野を広げていき、進んで学校図書館の扉を開けあるいは町の図書館を訪れ、自ら読書に親しみ豊かな想像の世界を歩んだり、不思議を極めようと事典類をひも解いたり、現実で確かめようと社会に出て行ったりすることでしょう。読書体験を通して、豊かな人生を築くことができます。

矢吹町のすべての子どもたちに、学校の図書館や町の図書館で、そして自ら本を求め進んで読書をして、失敗を恐れず新しい世界に飛び出していく勇気と、人と人との心の交流を大切にして充実した人生を築いて行こうとする生きる力の基礎を培ってほしいものです。

矢吹町教育委員会では、子どもたちがいつでもどこでも読書できる環境の整備に努め、読書に親しみ読書の喜びを感じることができるようしていきたいと考えています。

平成24年3月

矢吹町教育委員会教育長 栗林正樹

# 子どもたちが読書に親しむ町 矢 吹

## 家 庭

- ◇ 家庭で読書を楽しむ「家読（うちどく）」
- ◇ 読書習慣の形成



## 幼稚園・保育園・学校

- ◇ 読書習慣の確立
- ◇ 読書活動推進の環境整備
- ◇ 家庭等への支援
- ◇ ボランティアの養成



## 子どもの豊かな読書活動を目指して

- ◇ 読書に親しむ機会の拡充
- ◇ 読書環境の整備充実
- ◇ 読書活動についての理解促進
- ◇ 読書活動推進のための家庭・地域・学校園・図書館等の連携と協力

## 地 域

- ◇ 家庭から地域への活動へ
- ◇ 地域の読書活動の整備
- ◇ ボランティアの育成と連携



## 図書館等

- ◇ ブックトークの推進
- ◇ 読み聞かせの実施
- ◇ ボランティアの育成
- ◇ 読書活動の推進の拠点



## 第1章 基本的な考え方

矢吹町の子どもたちは、4ヵ月検診の折に、矢吹町図書館が用意した数冊の本の中から、お母さんが選んだ絵本の「ブックスタート」で本と出会います。そのお母さんの絵本との触れ合いの中で、読み聞かせ等を通して本に親しみ、保育園や幼稚園の中でさらに絵本を見たりお話を聞いたりする楽しさを味わって行きます。

この子どもたちが、小学校や中学校に進み、そして、生涯にわたって自ら読書に親しみ、読書により新しい世界を知ったり、新しい知識を得たり、物語の世界を味わったり、登場人物や著者と対話し自己を振り返ったりして、人生をより豊かに生きて行こうとすることができるようになってほしいと願っています。

そこで、教育委員会としては、地域保護者や図書館その他関係機関と一層連携しながら、矢吹町の子ども読書活動が豊かに展開できるよう、条件整備とともに読書機会の拡充や読書活動の輪を広げ、子どもたちを中心に町を挙げて読書活動が進展していくよう計画を策定します。

### 1 子ども読書活動推進の意義

子ども読書活動は、子どもが言葉を獲得し学び、感性を磨き、想像力や創造力を培い、表現力を高めて人生をより豊かにするために、生きる力をはぐくむ上でも大切なものです。読書によって培われた力は、これからの時代を切り開いて行く子どもたちにとって大きな糧となり、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げる基となります。

子ども読書活動を推進していくことは、子ども時代に本を読む楽しさを知り、読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣の基礎を築き、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。このような豊かな読書活動の広がり求めて、町を挙げて、家庭・地域・学校や園・図書館などが、それぞれの担うべき役割を確認しながら相互に連携して、子どもたちが主体的に読書活動に取り組めるよう支援していくことが重要です。

## 2 計画策定の背景

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定するとともに、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

平成17年7月には文字・活字文化の振興に関する施策推進のあるべき姿や国語が日本文化の基礎であること、学校教育において言語力の涵養に努めることを基本理念とする「文字・活字文化振興法」が制定されました。これに伴い、平成18年には「教育基本法」が改正され「学校教育法」や「図書館法」等の改正も行われ、さらに平成22年を「国民読書年」として全国的な読書活動の取り組みが行われました。

県では、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し各種施策の実施に取り組んできましたが、平成22年3月には一層の推進に向け、新たに「福島県子ども読書活動推進計画(第二次)」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、矢吹町においても、家庭、地域、学校、図書館等が一体となり子ども読書活動の推進を図るため「矢吹町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

## 3 計画の目的

矢吹町のすべての子どもがいつでもどこでも自主的に読書に親しむことができるよう環境を整備し、読書を通して子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむことができるよう読書活動の推進に努めることを目的とします。

## 4 計画の対象及び期間

計画の対象は、18歳以下（高校生以下）の子どもとします。計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

## 第2章 子どもの読書活動の現状と課題

### 1 子どもの読書活動の現状

#### (1) 就学前の子どもたちの現状

矢吹町では、保健福祉課と町図書館との連携により、平成21年度より4ヶ月検診時に「ブックスタート」として、数冊の絵本の中から保護者が選んだ1冊を配布することで、家庭で絵本と触れ合う機会を提供するようになりました。その後、第2子の4ヶ月検診時に家庭における子どもと絵本との関わりを保護者から聞いたり、また、「ブックスタート」を機に親子で図書館のおはなし会に参加したり、絵本を読んだ子どもが家庭で親に読み聞かせを再現したりと、絵本やお話に親しみながら、親子がともに育ち合う環境へとつながっていくようになってきています。

幼稚園・保育園の子どもたちは教諭や保育士による読み聞かせや、町図書館職員によるおはなし会（H23・・・各園2回）の実施、移動図書館（保育園のみ、H23・・・23回）や、町図書館で本を借りること（H23・・・計37回）などを行っています。また、町図書館の絵本を園やクラスに置き、持ち帰って家で楽しむこともあります。しかし、絵本の貸し出しを行っていないか、持ち帰った絵本をどのように利用しているのか把握していなかったりする園があるのも現状です。このような現状を踏まえ、町図書館では各園の園児の集団生活の中での育ちをさらに豊かにするために、各園との情報共有を密にし、園の実態や幼児の成長に合わせた図書館利用をどのように計画的にまた柔軟に取り入れていくかを検討してまいります。さらには各園の絵本コーナーの充実と活用、教諭や保育士の読み聞かせやおはなし会など、町図書館は各園をどう支援していくことができるか検討していく必要があります。

また、子ども読書活動をさらに推進していくための町図書館の役割として、幼稚園・保育園の団体利用と一般の利用者が、共に安全で気持ちよく利用していただけるような環境の改善工夫が望まれます。

#### (2) 小中学生の現状

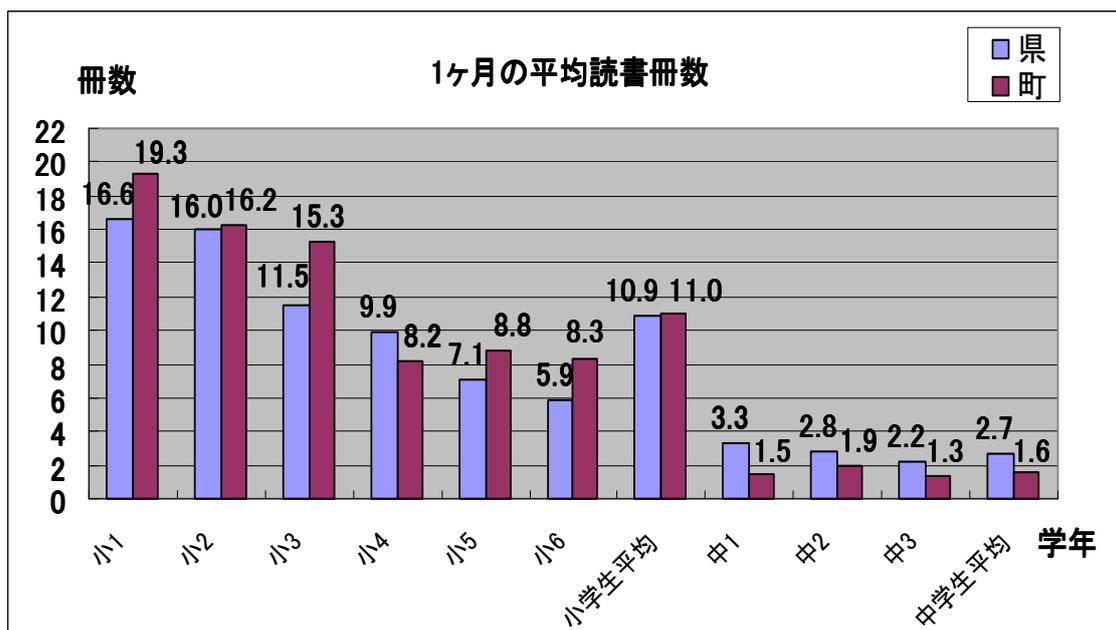
小中学生の読書の状況については、平成23年11月に県教育委員会で実

施した「読書に関する調査」に基づき本町の状況をとらえることとしました。この調査は、県が現在行っている様々な施策を評価し今後の施策に生かすために実施したもので、本町では各小中学校の各学年1学級に調査しました。

調査項目は以下の通りです。

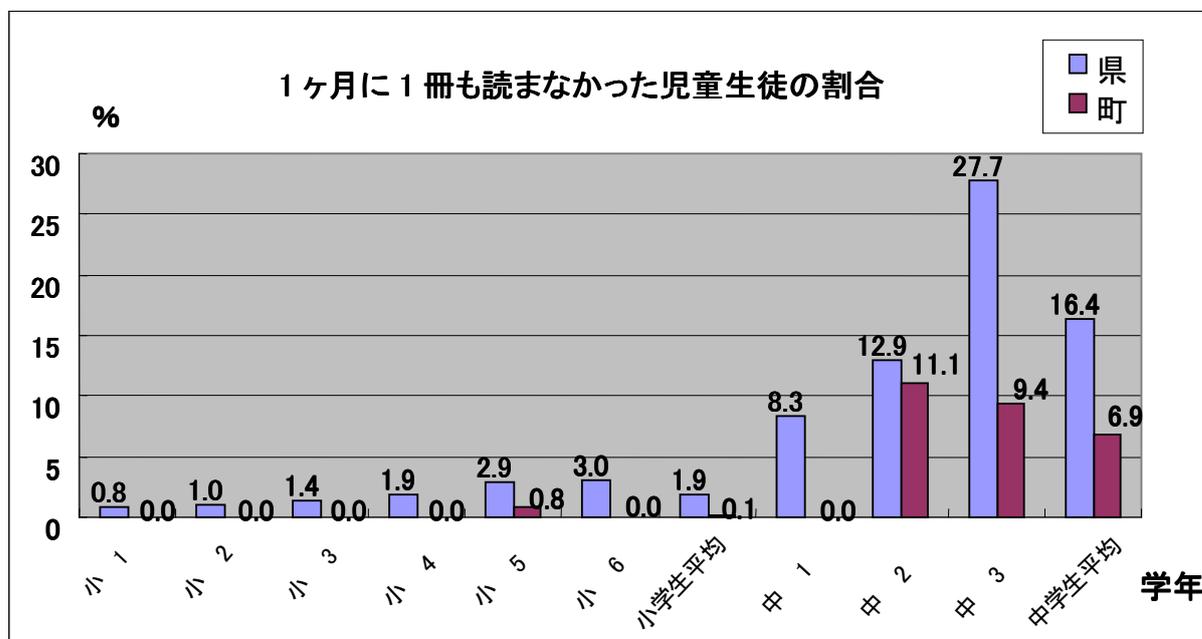
- 1 1カ月の平均読書冊数<表 1>
- 2 1カ月に一冊も読まなかった児童生徒の割合<表 2>
- 3 読書のきっかけ～小学生～<表 3>
- 4 読書のきっかけ～中学生～<表 4>
- 5 本を手に入れた方法～小学生～<表 5>
- 6 本を手に入れた方法～中学生～<表 6>

<表 1>



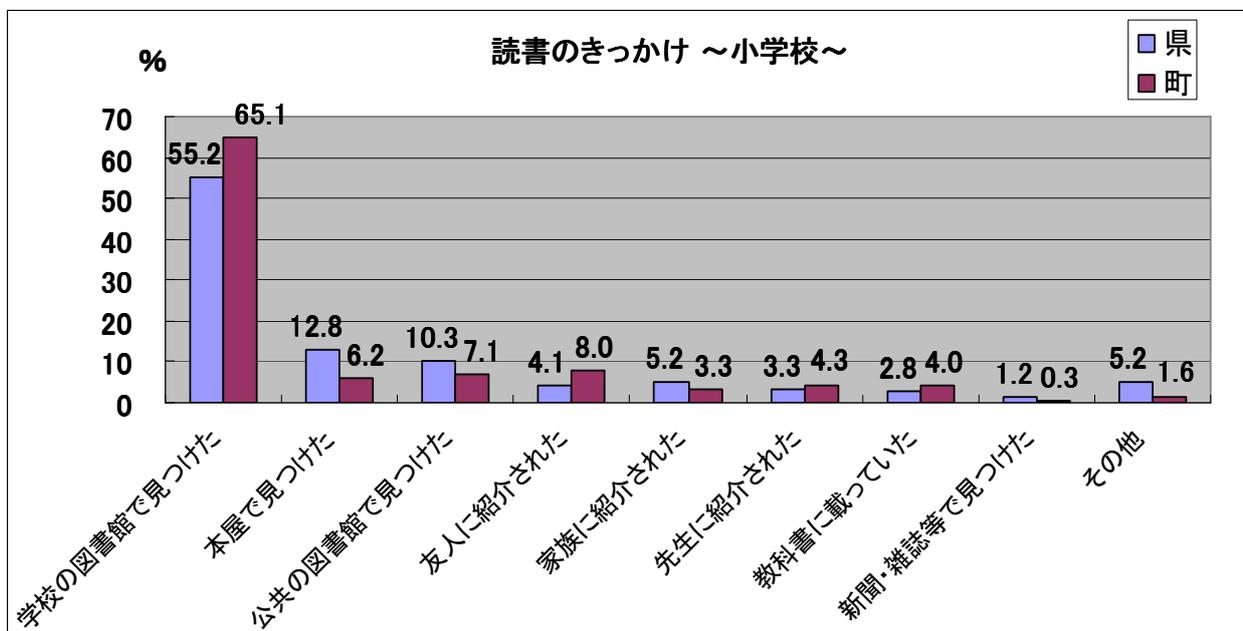
「1カ月の平均読書冊数」(表1)は、「1ヶ月間に読んだ冊数で、0冊、1、2・・・8冊以上の中から最もよく当てはまるものを1つ選ぶ」というもので、本町においては、小学生全体で11.0冊、中学生全体で1.6冊となっており、これは県平均に比べると小学生については0.1ポイント上回り、中学生については大きく下回っている状況です。また、学年別にみると小学1年生と小学3年生で県平均を大きく上回っていますが、小学4年生と中学生の全ての学年は県平均を下回っています。

<表 2>

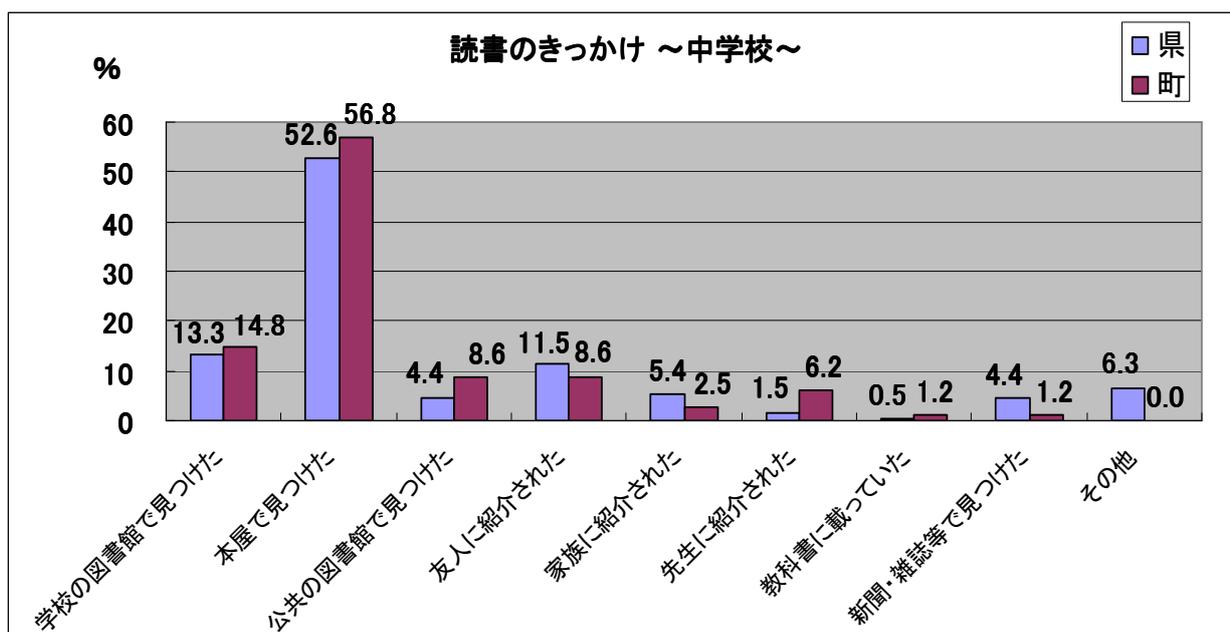


「1カ月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」(表2)について、平均で本町の小学生は0.1%、中学生は平均で6.9%おり、県平均と比べると小中学生ともに少ない数字となっております。読まない理由については、「遊ぶほうが楽しい」や「勉強・塾・宿題などで忙しい」、「部活動等で時間がない」「どんな本を読んでいいかわからない」という回答があり指導が望まれます。また、中学2・3年生に関しては約1割の生徒が1カ月に1冊も読まなかったと回答していることは今後の大きな課題であります。

<表 3>



<表 4>



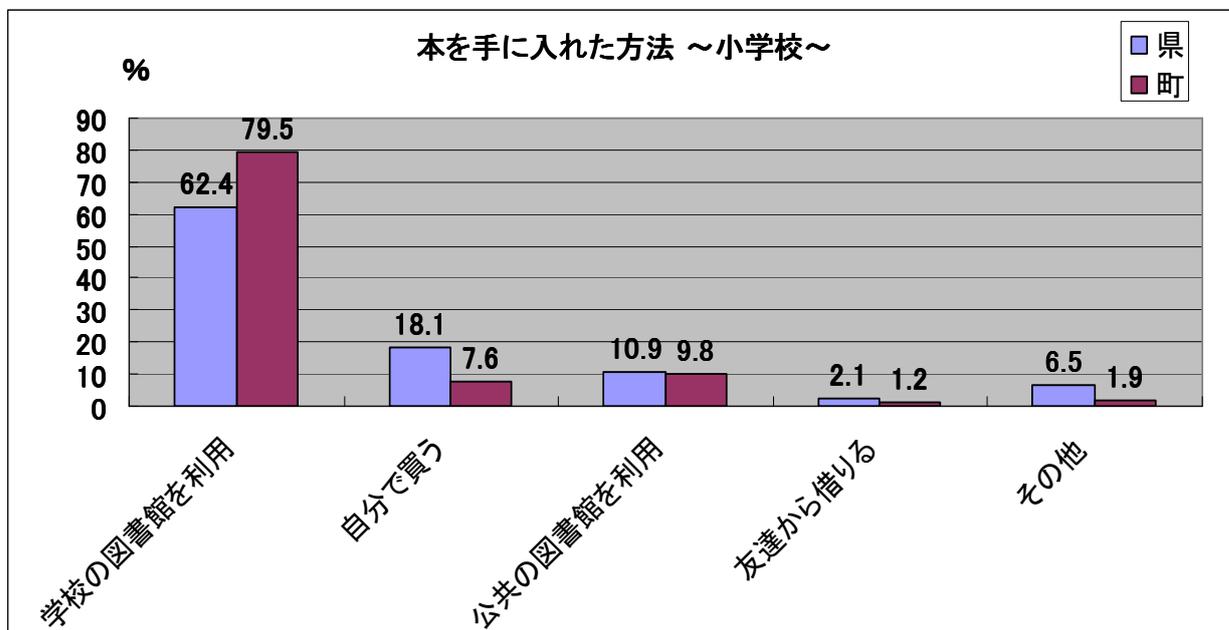
「読書のきっかけ」(表3・表4)については、「もっともよく当てはまるもの1つを選ぶ」というもので、本町の小学生は「学校の図書館で見つけた」と回答した児童が65.1%と最も多く、学校図書館の活用頻度の多さが伺えます。

中学生では「本屋で見つけた」と回答した者が56.8%と最も多く、学校図書館で借りるよりも書店で購入する生徒が多い結果となっています。小中学生ともに、「家族に紹介された」や「先生に紹介された」と回答した児童生徒はあまり大きい数字とは言えず、周りからの働きかけもあるとよいと思われます。

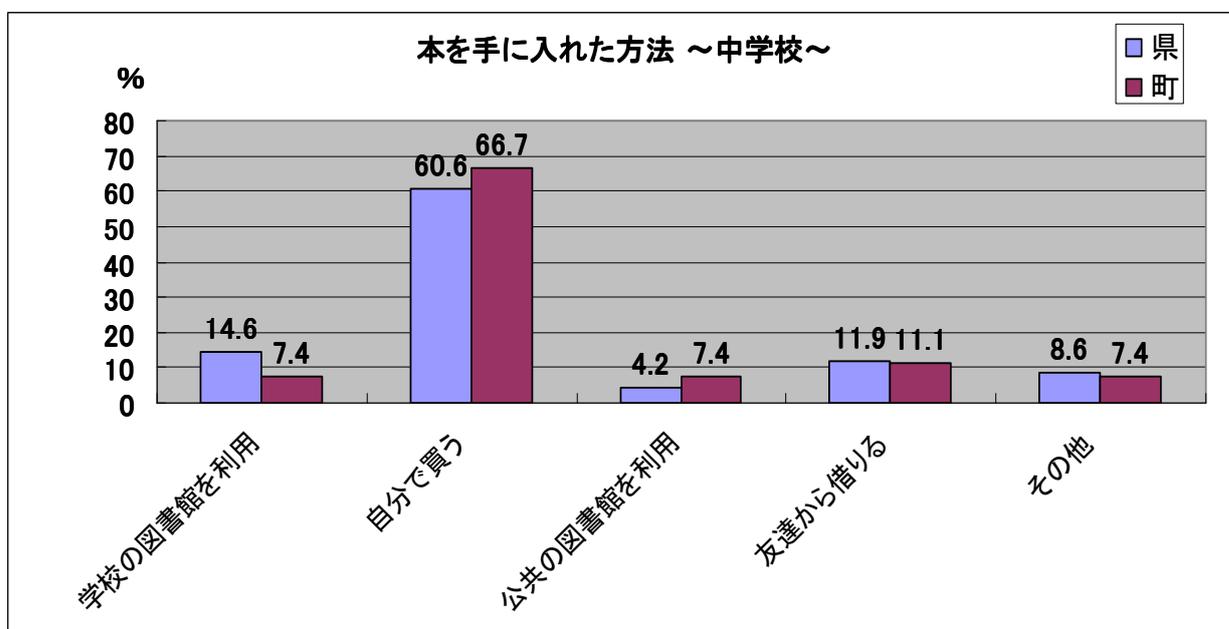


【三神小学校】

<表 5>



<表 6>



「本を手に入れた方法」(表 5・表 6) について、小学生では「学校の図書館を利用」と回答した児童が 79.5%と最も多く、中学生では「自分で買う」と回答した生徒が 66.7%と最も多くなっています。また、学校図書館や公共の図書

館を利用すると回答した生徒はそれぞれ 7.4%であり、多くは自分で購入している結果となっています。図書館の利用の仕方と中学生が求める本が図書館には用意されているのかなども検討する必要があります。

### (3) 高校生の現状

高校生については、町内の光南高校の司書の方に現状を伺いました。

平成 23 年 9 月に実施した「読書アンケート」によると、光南高校生の約 6 割が 1 ヶ月に 1 冊も本を読まない不読者層です。本よりも雑誌やマンガなどを好む生徒が多く、また映像文化の発展、携帯電話やインターネットの普及などにより趣味が多様化していること、部活動などで忙しいことも理由の一つと考えられます。

総合学科の特色として調べ学習での図書館利用が多いことが挙げられます。しかし、図書館の蔵書だけでは十分とは言えず、相互貸借やリクエスト、インターネットの活用などで対応しているのが現状です。図書館が「読書センター」「学習・情報センター」としての役割を果たすためには、蔵書・設備の更新が今後の課題であります。

## 2 町図書館及び各学校の蔵書並びに貸出等の状況

### (1) 平成 23 年度町図書館の状況

(H24.3 月現在)

蔵書冊数	59,908 冊
うち児童書の冊数	23,547 冊

来館者数	貸出総人数	貸出総冊数	移動図書館貸出冊数
18,195 人	16,223 人	61,269 冊 (うち児童書 29,090 冊)	小学校 5,224 冊 保育園 1,142 冊

平成 23 年度は東日本大震災等の影響で一部開館や臨時閉館が多くありました。過去の利用状況を見ると、来館者数・貸出総人数・貸出冊数ともに増加傾向にあり、中でも児童書の利用が増えていることは、児童の読書活動に関する

様々な機関の長い間の努力が積み重ねられてきていることによるものと思われます。

一方、一般の利用について、町図書館の利用状況は近隣の図書館の長期休館や新しい図書館の開館などにより、町外からの利用者が増えたり、また町民が町外の図書館を利用したりなど、社会や地域の状況を敏感にキャッチし、より良い環境を選んで図書館を利用していくことが可能となっております。保護者と一緒に利用する幼児も含め、来館者数・貸出人数・冊数などの増減については近隣市町村の状況との関連も考慮して、さらに詳しく長期的に見ながら矢吹町の子ども読書推進に必要な環境やあり方について考えていく必要があります。

## (2) 平成23年度学校図書館の状況

(H24.3月現在)

	蔵書冊数	貸出冊数
矢吹小学校	8,229冊	11,030冊
善郷小学校	17,899冊	14,429冊
中畑小学校	6,596冊	10,152冊
三神小学校	6,240冊	4,446冊
矢吹中学校	10,200冊	853冊
県立光南高校	19,187冊	3,145冊

町立の小中学校の蔵書数について、学校図書館図書標準（文部科学省が示した学校規模に応じた蔵書冊数の目安）と比較したところ、矢吹小学校と矢吹中学校以外の学校において数値をクリアしています。クリアしていない学校については早急な整備が必要です。貸出冊数について、中学校は図書整理のため貸し出しができない期間が長かったこともあり低い数値となっています。また、学校図書の中にはかなり古い本や痛みがひどく貸出不能の本があったり、学校によっては読ませたい本や教科書関連図書が少ないなど、選書の工夫を要する学校もあります。

一人当たりの読書冊数は小学校においても学校により違いがあり、これからの指導が望まれます。また、中学校は平成24年3月末現在も貸出システムを整備中です。今後町内の全小中学校のシステムを整備する予定です。また、中学校については平成22年に改築し、図書館を学校の中心に位置づけることで

子どもたちの居場所となるよう考えられています。これまでは図書館に足を運ばなかった生徒も学校図書館が生活の一部となるよう、授業での活用や放課後の図書館での過ごし方など学校全体で考えていく必要があります。

### (3) 公民館・児童クラブの状況

中央公民館には子供向けの絵本をはじめ大人向けの本も置かれており、一般に貸し出しを行ってはいますが、あまり貸し出しの状況は多いとは言えません。今後、蔵書についても町図書館と連携し、計画的に整備していきたいと考えています。しかし、これまでのところ、中畑公民館・三神公民館についてはほとんど図書は備えておりません。今後、中央公民館や町図書館と連携を図り少しずつ蔵書等の整備を図り、子ども読書活動推進の拠点として読書会等を検討していきます。なお、中畑公民館・三神公民館において常勤の職員もおりませんので、貸し出しについては利用者任せになると思いますが、貸し出しを実施していく方向で検討していきます。

町内4か所の児童クラブにも個人の持ち寄りの図書や、学校図書館や町図書館の図書が若干置かれていますが、こちらもあまり充実しているとは言えません。公民館や児童クラブの蔵書を増やし図書コーナーを充実させることで、町図書館や学校図書館以外でも本を読んだり借りたりすることのできる環境づくりを進めていきたいと考えています。

## 3 子ども読書活動推進上の課題

子どもの読書活動や図書館等における蔵書貸出冊数等の状況から、子ども読書活動をさらに推進していくためには、次のような課題が見えてまいります。

まず、乳幼児については、読み聞かせや本に触れる楽しさを体験させること、また、子どもを持つ親に向けて情報の発信や親子で本に触れる機会を提供することが重要であります。そこで、これまで進めて来たブックスタートや読み聞かせ、お話し会などをさらに充実させていくことが肝要です。

小学生については、学校図書館が子どもたちの読書の主要な位置づけとなっていることから、今後も図書館・学校・地域が一体となりさらに読書活動を進めていく必要があります。そのためには成長段階に応じた子どものニーズの把握やお話し会、読み聞かせ、読書指導などの取組みやさまざまな機会をとおし

て本に触れ、本の楽しさを知ることができるよう、町図書館や各小学校との連携を図りながら指導していくことが大切です。また、蔵書数の増加や学校図書館の活用の仕方の工夫など、読書を身近なものとする環境の整備も必要です。

中学生については、調査結果からも周りからの働きかけの重要性が感じられます。また、不読率に関しては選書のアドバイスや配架の工夫などをするとともに、新図書館はこれまでの学校図書館とは比べものにならないほど充実して来ている現状を現場で知ってもらい、読書の楽しさをどの中学生にも味わってもらう必要があります。町図書館司書や学校図書館司書の協力を得て、図書館の利用の仕方などの演習を行うなど、指導の工夫を図り、すばらしい図書館で読書に親しむ機会を得てほしいものです。

高校生については、光南高校との連携を図るとともに、矢吹駅や町図書館・公民館等に高校生向けの図書を配架するなど読書の楽しさを味わえるよう、あらゆる機会をとおして読書の楽しさを経験することができるような呼びかけなどをする必要があります。



【矢吹中学校図書館】

## 第3章 基本方針

### 1 子どもが読書に親しむ機会の拡充

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもが読書に親しむ機会を充実させることが大切です。

このため、乳幼児期から親子での読み聞かせ等で本に親しむなど、家庭を原点として、地域・学校等において、子どもが本に親しむ機会の提供と充実に努めます。

### 2 子どもが読書に親しむ環境整備

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実が大切です。

このため、町図書館、学校図書館や公民館をはじめ、さまざまな場所において読書活動ができるように環境の整備を図るとともに、子どもの読書活動を支援する人材の育成に努めます。

### 3 子どもが読書に親しむ家庭・地域・学校との協同

子どもにとって良い本との出会いは、ブックスタートや家庭での読書、学校や地域活動などにおいて読書の楽しさや意義などについて、周囲の大人からの働きかけや関わりによって始まります。そして、そういうことをきっかけに始まった読書は、周囲の大人が子ども読書活動の意義や重要性を一層認識することにより、家庭・地域・学校が連携・協力を深め、さらなる読書活動の広がりが期待できます。町教育委員会は町図書館や公民館、学校とともに、子どもたちや町民の多くの皆さんのニーズに応え、読書活動が様々な場においてできるよう新たな読書の機会を提供し支援していきます。そのためにも、家庭における読書、「家読（うちどく）」の時間の設定や、家族10分間読書の時間など、幼稚園や保育園、学校などが連携し協力して、家庭から読書の声が響く町にして

いきます。

## 第4章 子ども読書活動推進のための具体的な施策

### 1 図書館における具体的な取組み

#### (1) 4カ月検診時のブックスタート

町図書館と町保健福祉課が連携協力して、4カ月検診時に、赤ちゃんの心の栄養である本の紹介をします。親子の触れ合いや絆を深めながら子育てをしていくために、お母さんや保護者による絵本の読み聞かせが、とても大切な役割を果たすことを、実際に読み聞かせをしながら伝えていきます。

また、複数の絵本の中から、その子にとってのブックスタートの絵本を選んで家庭に持ち帰っていただくことで、日常生活の中に読み聞かせの環境をつなぎ、子育ての楽しさが感じられるようにします。

「初めて出会う絵本のリスト」を作成し、今後の絵本選びの参考となるよう配布します。

#### (2) 図書館等における読み聞かせやおはなし会

- ・ なかよしおはなし会 毎月1回 幼児～小学生

子どもたちが、季節や行事などに興味関心を持ちながら、情操を豊かに育むテーマで実施します。また、手遊び・歌遊び・クイズなども交えて、子ども同士、あるいは個人でも帰宅後に家庭で楽しめるようにします。また、地域やボランティアの協力も得ながら、伝承遊びや昔話なども伝えていく機会にします。

- ・ おかあさんといっしょのおはなし会

①毎月1回 2・3歳の幼児と保護者

②毎月1回 0・1・2歳児とその保護者

絵本・おはなし・発達段階に合わせて楽しめる遊びなど親子の触れ合いを通して、お母さん方がこの時期からの読み聞かせの大切さについて理解を深めていけるようにします。また、子どもの情操を豊かに育み、保護者の育児支援や学習の場を提供できるようにします。

- ・ 病院内お話し会 毎月1回

希望のあった町内の1病院で定期的におはなし会を実施します。主に、リハビリ中のお年寄りに、歌遊びや手遊び、昔話紙芝居等により、懐かしい歌などを選んで共に楽しむことを工夫して行います。病院側と協議しながら、心身のリハビリや活性化につながるような内容を研究して実施します。

- ・大人のためのお話会

参加者の生活時間の違いを考慮し、日中・夜など時間帯を替えて実施することで、いろいろな方に参加していただけるように工夫します。図書館だけでなく町内の施設なども利用して、年に2～3回実施します。

ボランティアや語り部などの協力を得て、大人のゆとりの時間や懐かしい感動などを提供すると共に、互いに研修の機会とし、内容や質の向上を目指します。

- ・児童クラブおはなし会（夏休み中 各校1回）

日頃、図書館のおはなし会に参加しづらいことを考慮し、夏季休業日中に、町内4つの児童クラブで実施します。

- ・ブックトーク

希望のある町内小学校に、低学年・高学年等の発達段階に合わせてテーマを持ち、絵本や本の読み聞かせやことば遊びを取り入れながら、いろいろな本の紹介をしていきます。これらを通して本の楽しさを発見したり、もっといろいろな本を見てみよう読んでみようとする気持ちになるよう、読書活動を支援します。

### （3）図書館による幼保小学校への巡回図書の利用

毎月1回 3日間にわたり町内保育園・小学校を巡回して貸出をします。

学級や学年で利用したい本のリクエストがある場合は、巡回の時に提供するなど、さらに充実した巡回貸出図書の利用を楽しめるようにします。

保育園には、園児が図書館に来館して多くの本の中から自由に選んで借りたり、お話会にも参加したりして、さらに図書館に親しみを持てるよう働きかけます。

### （4）保育園や幼稚園における読み聞かせや読書のすすめ

- ・保育園・幼稚園おはなし会（各園 年2回程度）

町図書館職員やお話ボランティアが、希望のある町内各保育園・幼稚園へ出張して、日頃接している先生とはまた違う雰囲気も楽しみながら参加できるお

はなし会を実施します。

(5) 学校おはなし会

小学校の希望する時間（お昼休み等）に、町図書館職員やお話ボランティアが出向き、児童が参加できるおはなし会を実施します。

(6) 「読書のススメ」の発行

キャリア教育の一環として中学生の読書推進のために「読書のススメ」を毎月1回発行し、お薦めの本を紹介します。

(7) 職場体験の受け入れ

図書館業務に関心のある中高生を受け入れ、カウンター業務や本の返却・書棚の整理、移動図書館、パネルシアターの作成などを体験させ理解を図ります。

(8) 親子おはなし会

P T Aや学校関係者と連携して、絵本やおはなしの楽しさを親子で感じてもらう機会を作ります。

(9) 町図書館だよりの発行

行事案内や新刊書・話題の本などを紹介し、図書館への興味・関心を高めながら、より一層の利用拡大を図るための広報活動を行います。

- ・月1回「こどもとしょかんだより」を子どもたちのために、「図書館だより」を一般成人向けの内容で新刊案内や図書館の行事案内をします。

- ・「図書館だより」季刊号を年4回発行します。図書館の利用・特集記事・町内及び近隣のイベントなどの情報を発信します。

- ・保健福祉課と連携して、「子育て情報誌」を2カ月に1回発行します。子育てに役立つ情報・おはなし会の日程・お薦めの本などの情報を発信します。

## 2 幼稚園や保育園における具体的な取組み

(1) 本に親しむ機会の拡充

幼稚園や保育園では、子供たちに読書の楽しさを伝えることができるよう働きかけることが重要です。そのため、幼稚園では町図書館を月に数回利用し、絵本と触れ合う機会を設けるほか、学級図書や園の図書コーナーからそれぞれの好きな本を借りて読書できるようにします。また、読み聞かせを行い絵本や物語に親しむ機会を増やすよう努めます。

保育園の子どもたちは年に数回図書館を利用するほか、移動図書館により絵本を借りて読書の推進を図ります。また、全年齢において毎日読み聞かせを実施し、小さいときからより本に触れる機会を増やすよう努めます。また、さまざまな団体の読書に関する活動にも積極的に参加し、子どもたちと本とをつなぐ役割を果たすことを心がけます。

#### (2) 絵本コーナーの整備と町図書館との連携

幼稚園、保育園では子どもと絵本とをつなぐ環境の整備も重要です。そのために絵本コーナーを充実させ配架にも工夫するなど、子どもが本を手に取りやすい環境づくりに努めます。また、町図書館と情報の共有を密に行うことにより連携を図っていきます。

#### (3) 「家読（うちどく）」の勧め

町図書館の協力を得て、園の教諭や保育士とともに読み聞かせを計画的に実施し、家庭においても、10分程度できるだけ「家読（うちどく）」として、読み聞かせを行っていただくよう啓発していきます。

### 3 学校における具体的な取組み

#### (1) 小学校における取組み

子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館には、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての役割と、子ども自らが学ぶ「学習・情報センター」としての役割が求められています。そのため、各学校では、朝の時間を活用した全校一斉の読書活動や読み聞かせ、ブックトーク、お薦めの本の紹介など様々な取組みの推進を通して、子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、望ましい読書習慣の形成に努めます。

また、家庭での読書の必要性を啓発し、さまざまな機会に家庭読書「家読（うちどく）」を勧めます。

#### (2) 中学校における図書館の活用

図書委員による新入図書やお薦め本の紹介、また図書館利用の手引きの発行を行います。また、多読、精読をすすめ、自ら図書館へ足を運び調べ学習の場所として活用します。また、司書によるレファレンス、司書教諭や担任教諭、国語担当教諭等による読書奨励指導を行うよう努めます。

### (3) 授業における図書館の活用

各小中学校においては、各教科等の学習においても学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に努めます。

### (4) 高校における取組み

新生生のオリエンテーションを4月に実施することで、早い時期に図書館になじませるよう努めます。また、職員向けの利用案内を作成し、授業での積極的な活用を呼び掛けます。生徒への広報活動として、図書委員による月刊誌や年1回の図書館報の発行、テーマ展示、新刊書やおすすめ本の紹介POP作成、昇降口への新着図書紹介コーナーの設置を行います。また、学校のホームページを活用し図書館の広報活動に努めるとともに、教諭による読書奨励指導、司書によるレファレンスを行うよう努め、多読者を表彰します。また、心地よい空間づくりのために、図書館でクラシックなどの音楽を流すことを検討します。

## 4 児童クラブにおける具体的な取組み

(1) 町図書館と連携し、児童クラブの蔵書をさらに増やすことで放課後の時間に身近に本がある環境づくりを目指します。

## 5 教育委員会における具体的な取組み

(1) 読書のきっかけや本を選ぶ際の参考となるよう「矢吹町の子どもに薦めたい100冊の本」を発行し、幼稚園・保育園・小中学生に配布します。

(2) 町図書館をはじめ、幼稚園・保育園、各学校図書館や公民館等の蔵書を増やすことにより、子どもたちがより本に触れる環境づくりを目指します。

(3) 学校図書館ボランティアや各種ボランティアを増やし読書会の開催を目指します。

(4) 読み聞かせについて、関係者の研修の機会を設けます。

(5) 現在は町の公用車(普通車)を使用して行っている移動図書館について、さらに多くの町民の皆様にご利用いただけるよう専用の移動図書館車の導入を検討し、幼稚園や保育園、学校、各地域など、本と人とを結ぶ役割を担うよう努めます。

## 6 ボランティア団体における具体的な取組み

(1) 民間のボランティア団体が町図書館をはじめ、町内外幼稚園・保育園、小学校、福祉施設などでお話会を行います。

(2) 民間ボランティア団体と学校における読み聞かせボランティア、図書整理ボランティアの方々との交流や研修会を行い、読書の和とともにボランティアの輪も広げて行きます。

## 第5章 子ども読書活動の推進

### 1 家庭・地域・学校等における子ども読書活動の推進

(1) 町教育委員会は、「子ども読書活動推進委員」を新たに任命し読書会の開催や推薦図書の紹介を行います。子ども読書活動推進委員は、専門の司書から知識を習得したり、さまざまな研修に参加しスキルアップを図るよう努めます。

### 2 子ども読書活動推進のための広報と啓発

(1) 「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)の機会に、町広報誌や図書館だよりなどにより、子ども読書活動の意義や重要性についての広報・啓発に努めます。また、学校図書館司書や子ども読書活動推進委員で発行する広報により、読書に関するさまざまな情報を提供していきます。

### 3 読書活動の推進体制について

(1) 本計画を効果的に推進するため、教育委員会と家庭・地域・学校等が一体となった総合的な取り組みをしていく必要があります。また、町図書館司書と学校図書館司書等、さらに幼稚園・保育園教諭及び保育士が情報の共有をすることにより、子どもの読書活動がよりスムーズに推進できるよう努めます。

そのために関係機関等との連携・協力関係をさらに深めると同時に、それぞ

れが取り組むべき施策を推進するための体制の整備に努めます。また、「矢吹町子ども読書活動推進計画（第二次）」策定に向けて平成28年度中に検証を進め、矢吹町の子どもたちの読書の一層の推進に向けて取り組んでまいります。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

矢吹町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

		氏 名	役 職
1	委員長	佐藤 寛子	町図書館長
2	委 員	鈴木クニ子	社会教育委員
3	委 員	佐藤 秀美	小中学校長代表
4	委 員	圓谷 智子	幼稚園長代表
5	委 員	井出 聖一	小中学校 PTA 代表
6	委 員	小林 真未	小中学校司書
7	委 員	菊池 秀子	町図書館館長補佐

## 矢吹町子ども読書活動推進計画

平成24年3月

矢吹町教育委員会

事務局 〒969-0272

福島県西白河郡矢吹町曙町17

矢吹町教育委員会生涯学習課

電話 (0248) 42-2869